

【公表】

整理番号	38
契約番号	4農振財契第434号
件名	ガラス温室の修繕
履行場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団
概要	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約確定の日の翌日から令和4年11月30日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和4年9月21日(水) 午後2時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和4年8月30日(火)から令和4年9月6日(火)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 園芸技術科 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0640

仕 様 書

1. 件 名 ガラス温室の修繕

2. 履 行 場 所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団

3. 履 行 期 限 契約確定の日の翌日から令和4年11月30日まで

4. 仕 様 内 容
 - (1) 受託者は、ガラス温室5棟（別紙参照）について以下の修繕を行うこと。
 - ①天窓部の旧ネット資材を撤去する。
 - ②天窓部のすべての開口部を防虫ネット（目合 0.4mm）で被覆し、副資材（スプリング等）を用いて固定する。天窓部の開閉構造に支障がないように設置する。
 - ③本修繕に必要な事務手続きを行う。
 - ④本修繕に必要な電源及び水は当財団より提供する。
 - ⑤発生材は適正に処理すること。
 - ⑥安全対策は十分考慮すること。
 - (2) 作業実施前に、作業日を連絡した上で作業を行うこと。
 - (3) 作業前、作業後の写真を撮影し報告すること。
 - (4) 環境により良い自動車利用について
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策
 - ①本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
 - ②契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。
この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容

の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

5. 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

6. 支払い方法

作業完了後に提出される完了届けに基づき検査を行い、合格と認定した後、支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7. 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は財団と協議して決定する。

8. 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目8番1号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

東京都農林総合研究センター 園芸技術科 Tel: 042-528-0640

ガラス温室修繕の実施場所(5棟)

